

児童福祉施設等（児童養護施設） 2 施設

【桜区】

施設名	施設の経営主体	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
さいたま市児童養護施設カ ルテット	社会福祉法人 スマイルの仲間 たち	一般指導監査	令和5年11月29日	なし	

【緑区】

施設名	施設の経営主体	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
児童養護施設ホザナ園	社会福祉法人 ホザナ園	一般指導監査	令和5年11月20日	<p>①子の看護休暇及び介護休暇の規定について、育児・介護休業法に基づき改正してください。（時間単位で取得できる旨を規定してください。）</p> <p>②消火・避難訓練が行われていない月があります。児童福祉施設等は消火訓練と避難訓練をそれぞれ月一回以上実施する義務がありますので、実施してください。</p> <p>③実施した消火・避難訓練の内容・反省点を含めた記録を整備してください。</p> <p>④給食食材の購入や納品の際は、表面温度、賞味期限及び鮮度等を漏れなく確認のうえ検収し、記録してください。</p>	<p>①令和6年3月28日付、さいたま労働基準監督署へ登録済み。</p> <p>②実施しています。</p> <p>③整備いたしました。</p> <p>④その様に致します。</p>